

ど、その前にビオトピアをスポーツ広場というふうなニュアンスで言われましたよね。それは、一応あそこは私有地ですので、町でどうのこうのと言える立場ではございませんので、利用をお願いすることはできません。現に芝生のところを利用させていただいています。通常ですと、かなりの金額を払わなければ利用できない、そういった場所ですので、あそこは公園のスポーツの一部のエリアに指定することはできないということになります。

そして今その次の、スポーツ振興をどのように考えているかということで、広場と関連してくるようですけど。それを誰が答えるか。

副 町 長 大変失礼をいたします。酒匂川のスポーツ広場につきましては、町長の答弁にございましたように、河川敷内に丸っきり入っていますので、昨今の気象の状況から考えれば、そこをたびたび整備していくのは非常に費用がかかるというような状況が、それはもう答弁したとおりです。

スポーツ推進全体で考えていけば、総合グラウンドがありますし、学校等のグラウンドも活用できるわけですから、その範囲の中でいろいろと、今新たにスポーツ公園みたいなものを整備するという考えはもっておりません。そういう既存の施設を利用して、スポーツ健康促進に寄与していきたいところです。

議 長 以上で、6番議員岡田幸二君の一般質問を終わります。

続いて、通告3番、5番議員山崎真弘君。

5 番 皆さん、通告3番、5番議員の山崎真弘でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

皆様におかれまして、新型コロナによって、経済が落ち込んで、多くの皆さんが感染の不安にあるところだというふうに思っています。私も医療従事者でございます。よくおじいちゃんやおばあちゃんと接すると、非常事態宣言が終わって、いつまた11月に入って、横浜、東京、また北海道、多くのところで新型コロナウイルスが蔓延し、そしてまた非常事態宣言以上に重症者が増えている。また、死亡者も増え始めてきた。そんな状況でございます。私はこの町がコロナウイルスが鎮まるまで待つのではなくて、これから町が何を学んで、そして何を備えるか、これが大切なのではないかなと思っています。現状に学んで、そして同じこと、またこれから新型コロナじゃないですよ。インフルエンザかもしれません。もっとすごい感染症が出てくるかもしれません。そういった中

で、現状に学んで同じ災難におびえないで暮らせる、そんなことが私は大切なのだというふうに思っているところでございます。そんな中で、強い地域もつくらなければいけない、そして強い経済もつくらなければいけないのです。そして、強い医療もつくる。そんなことが私は今この町には大切なのではないかと、そう思っているところでございます。

さて、私はこういった状況の中で、2つの質問をさせていただきます。近年、災害の激甚化、また大震災への心配、そんなことも増しています。孤立化する地域も発生し得ることを想定しなければいけないのです。新型コロナも考慮した災害時対応、同時に医療体制の強化、こんなことも現状の見直しが私は必要なのではないかと、それに対して、以下について伺いたいと思っています。

まず1点目が、防災倉庫における備蓄薬の現状及び今後の整備について。

2点目として、新型感染症に配慮して避難所運営及び救護体制を決めておく必要があると思うが、見解をお伺いしたい。

それから3点目、災害時の大井町救急医療対策、救急医薬品の備蓄管理に関する現状及び見直しについての見解。1つ目の質問として、この3点についてお伺いをしたいというふうに思っています。

また、今こういった状況の中で、大井町がしっかりと安定した財源確保のための経済振興、これをきっちりやっていかなければいけないと思うのです。新型コロナウイルス拡大によって、影響を受けている町内事業者に対しての町独自の支援があります。先ほど冒頭、町長からもお話がございましたが、また創業支援の事業の現状について、2つ目の質問として伺いたいというふうに思っております。

1点目として、小規模事業者等緊急支援金、小規模事業者等家賃支援給付金及び感染防止対策事業補助金の現状について。

2点目として、空き店舗対策補助金などの創業支援による新規創業者の現状と今後の支援対策について。

3つ目でございます。安定した財源確保及び雇用促進のための創業支援や企業誘致等、町としての見解をお伺いをしたいと思います。

以上、質問とさせていただきます。

町長 山崎議員からは「コロナ禍による防災対策について」3点、「経済振興につ

いて」3点、御質問をいただいておりますので、順次お答えさせていただきます。

まず、コロナ禍による防災対策についての1点目、「防災倉庫における備品等の現状及び今後の整備予定について」ですが、町では町内6か所の町指定避難所に設置している防災備蓄倉庫及び金子防災倉庫に災害時の応急対策に必要な資機材・日用品・給食給水資材・食料等の備蓄を進めているところであり、備蓄品の内容及び数量等は地域防災計画の資料・様式編に一覧掲載しておりでございます。

また、本年度は避難所における感染症予防対策を推進していくため、県からの支援を含め、非接触型体温計、マスク、フェイスシールド、アイソレーションガウン及びキャップ、使い捨て手袋、アルコール消毒液、ハンドソープなどの衛生用品のほか、避難間隔を取るためのブルーシート、換気対策に必要な大型扇風機、カセットコンロやポットなどの給湯資材、停電対応の簡易ライトなどの増備を進めたところであります。

町では、こうした災害備蓄品の増備や多様化はもとより、課題としている受援体制の強化を図っていくため、大井中央公園内に大型備蓄倉庫の建設と飲料水の確保供給を目的とした60トンの飲料用水兼用耐震性貯水槽の整備を令和3年度に実施すべく、現在その設計作業を進めているところでございます。あわせて、備蓄や供給協定のほか、物的支援の受援などにより日用品の安定的な供給や要配慮者対応品の確保供給などが十分に図れるよう、引き続き備蓄品の増備や協定締結の検討を進めているところであります。なお、同公園内では、マンホールトイレの設置事業を進めており、使用時に必要となるトイレ設備の備蓄に関しても、次年度事業として計画しております。

次に、2点目の「新型コロナウイルスに配慮した避難所運営及び救護体制等の取組について」ですが、災害発生時における感染症防止対策に関しては本年6月の議会の一般質問においても、町の対策方針を説明させていただいたとおり、コロナ禍における避難所運営の基本方針の検討や衛生物品をはじめ、避難所での感染症防止対策に必要な物品等の整備や国が作成したガイドラインに準ずる形で進めてきたところであります。

PCR検査で感染が判明し、自宅療養されている方にとっては、県で災害時

に避難対応が必要となった場合を想定して自宅の位置、ハザードの状況まで、事前把握が行われており、避難が必要な状況下では、県、町、療養者本人の3者連絡により、県が用意した専用の避難施設に県の送迎で避難してもらう仕組みが既に創設されていることから、感染が判明している方の対応を一般の避難所で行うことのない手はずとなっております。その上で、いわゆる濃厚接触者や発熱等一定の症状が認められる方のゾーン分けなどの対応のほか、多くの方が避難する環境下においての、個々の避難者の間隔の確保・換気・消毒等の対応が必要となることなどを踏まえ、避難所内のゾーニングや動線、検温・受付・問診などの業務手法、準備品やその配置などについての基本的な運営方針をまとめたところです。

また、こうした避難所運営の新たな方針を職員間で共有するとともに、検証を行い、有事に円滑な設営・運営が実践できるよう、本年9月末平日開催となりました職員102名が交代参加する中で、「避難所設営訓練」を大井町総合体育館で実施いたしました。

また、各自主防災組織の役員の皆様にもコロナ禍でございますが、職員入れ替わりの時間を有効に活用し、感染予防対策を講じた中で、見学や説明の案内をさせていただいたところであります。

なお、救護体制につきましては、この後の3点目の御質問に関連する部分もありますが、医療関係機関との適切な情報共有を図った中で、連携、実施していく医師や看護師のほか、保健所等の指導を仰ぎながら対応してまいります。

次に、3点目の「災害時の救急医療対策、救急医薬品の備蓄管理に関する現状及び見直し等について」ですが、大規模災害発生時には町は初動対応として、傷病者情報の早期把握に努めるとともに、町内医療機関の被害状況及び受入体制の状況確認を行います。あわせて、保健福祉センターへの救護所設置を準備し、把握した傷病者情報を県や医師会等関係機関と共有を図り、医療チームの派遣要請等の調整を行い、派遣された医師等と連携した医療救護活動を行っていきます。

現在、全国の行政機関や医療機関にはこうした情報把握や相互の連続調整を円滑に行うための情報共有ツールとして、「広域災害救急医療情報システム」、イーミス、アルファベットでEMISが導入されており、被災地の医療機関の

被災状況や運営状況、災害医療の需要や対応状況などが各関係機関相互で迅速に共有される形が取られています。

また、こうした災害医療対応には発災当初より、一定の広域的措置が必要となることから、小田原保健福祉事務所管内の県西2市8町では、同事業所を事務局として、県および県西2市8町の防災・保健事務局はもとより、地元医師会・歯科医師会・薬剤師会・看護協会・警察・消防、災害拠点病院や災害協力病院といったメンバーで構成される「県西地域災害医療対策会議」が災害発生時に立ち上げられ、県西2市8町の医療救護活動の本部機能を担う体制が構築されています。同会議においては、先ほどのEMISの運用統括がされ、医療機関との被災状況や避難所、救護所における医療ニーズの情報収集整理、県本部への支援要請及び各種調整、医療活動チームの受入及び派遣調整、傷病者の受入先及び搬送に係る調整、医薬品等の調達及び配布といった様々な災害医療に係る調整が図られ、管内の医療救護対応を進めていく形となります。

なお、こうしたEMISの運用や同対策会議の本部調整機能が有事に円滑に機能するよう、関係機関においては、定期的に訓練や検証が行われております。なお、本年度においては、本日、小田原と足柄上の県政総合センターにおいて、実施されている「県西現地対策本部図上訓練」に併せ、関係機関参加のもと、「医療救護情報伝達訓練」が行われているところでございます。

医薬品等の調達に関しても、最終的にはこうした広域調整機能を活用し調達していく形となりますが、足柄上地域では初動活動に必要な救急医薬品は備蓄・保管により対応すべく地元医師会との協定のもと、医師会に監修していただいた救急医薬品セットに関し、上郡5町において共同購入・定期更新の上、医療機関、または救護所で備蓄管理しているところであり、大井町においては7セットを救護所となる保健福祉センターの医薬材料室で保管しております。

なお、この備蓄品に関しても、使用期限等の管理や更新・廃棄などの課題があり、昨今ではこれらの課題や継続性を持った安定的な医薬品の確保の観点から、地元薬剤師会と薬局等に有事に必要な一定量の医薬品等をいわゆるローリングストックしていただき、有事に提供いただく形の協定事例も見られることから、同様の対応を見据えて、現在検討・調整を進めているところであります。

続いて、大きな2点目、「安定した財源確保のための経済振興、新型コロナ

ウイルス感染拡大により、影響を受けている町内事業者に対しての町独自支援と創業支援事業の現状について伺う。」との御質問について、回答をさせていただきます。

まず、1点目の「小規模事業者等緊急支援金、小規模事業者等家賃支援給付金及び感染防止対策事業補助金の現状について」ですが、緊急支援金及び家賃支援給付金につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、経営等に影響を受けている町内小規模事業者等への支援策として、国の支援制度である「持続化給付金」及び「家賃支援給付金」の対象とならない事業者に対して、給付金を交付するため、町独自の支援制度として制定したものであります。

「小規模事業者等緊急支援金」については、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化したことに伴い、持続化給付金の給付を受けた事業者も対象とすることとし、8月1日に要綱を改定したところであります。

また、新しい生活様式に対応した取組として、テイクアウト事業に取り組む事業者や「神奈川感染防止対策取組書」により町民等への感染防止策を行う事業者に対し、補助金交付制度も町独自の支援策として推進しているところであります。

11月30日現時点での給付実績といたしましては、行政報告でも触れさせていただきましたが「小規模事業者等緊急支援金」の交付が224件、「テイクアウト事業等導入支援金」の交付が9件、「小規模事業者等家賃支援給付金」の交付が3件、「感染防止対策事業補助金」の交付が13件となっております。

令和3年1月15日の申請期間終了を前に、現在実施している町内中小企業に対する経済アンケートと併せ、未申請の対象者に新型コロナウイルス感染対策支援制度を再周知したところであります。制度の利用にあっては、引き続き広報やホームページをはじめ、足柄上商工会を通じて周知を図ってまいりたいと考えております。

続いて、2つ目の「空き店舗対策補助金など創業支援による新規創業者の現状と今後の支援対策について。」との御質問に回答させていただきます。

本町における創業支援に係る取組といたしましては、産業競争力強化法に基づき、大井町と創業支援事業者として位置づける足柄上商工会、さらに地域金融機関と連携し、経済産業省から「創業支援事業計画」の認定を受け、創業希

望者及び創業者に対し、支援を行っているところであります。この創業支援事業計画の認定を受けることにより、認定を受けた市町村で創業を目指す事業者が小規模事業者等持続化補助金における「創業事業者の特例」により、日本商工会議所からの補助を受けることができるようになります。

創業支援事業計画による具体的な支援策として、創業支援のワンストップ相談窓口を足柄上商工会に設け、相談の内容ごとに地域金融機関などと連携して、創業時の課題を解決するとともに、必要に応じて中小企業診断士、経営指導員による事業計画や販路開拓へのサポート、さらに税務・財務・労務などのサポートが行える環境を整えております。

また、町の役割としては、大井町産業まつりにおいて、町内の創業準備者・新規創業者等を対象に優先的に出店できる枠を提供し、事業PRができる環境を整備し、支援を行っているところです。創業支援事業計画に基づいた支援の実績としては、平成27年度に1件、平成28年度に3件、平成29年度に1件、平成30年度に5件、令和元年度には4件となっております。

また、町では独自制度として、平成29年度の「空き店舗対策事業補助金」を創設したところであります。その補助金は町内の空き店舗を活用し、新たに事業を行う事業者に対して、月額賃料の6か月分を補助金として交付するものとなっております。目視により、町内の店舗を調査したところ、空き店舗となっている物件はあるものの、本年度までの4年間で申請実績は0件となっているため、周知の徹底や不動産業者との連携を進めていくとともに、創業支援事業計画の活用と併せ、新規創業者への町独自の施策として、一体的に提供できる仕組みを構築させる必要があると考えております。

続いて3つ目の「安定した財源確保及び雇用促進のための創業支援や企業誘致等、町としての見解は。」について、回答させていただきます。

また、質問に対する回答は先ほどの通告1番清水議員への回答と重複する部分がありますことを御承知おきください。人口減少や高齢化に伴う事業承継問題、大手法人の移転・再編に伴う地域内経済の低迷などにより、町内企業及び事業者数が減少傾向にある中、本町では地域が連携・協力して取り組んでいる「県西地域活性化プロジェクト」に基づき、地域の活性化、にぎわいの創出に向けての拠点施設として、未病バレービオトピア事業を推進してきました。ビ

オトピアのオフィスには、雇用の創出、地域経済の活性化に寄与する産業機能等の集積を図るため、空きテナントの一部をサテライト及びインキュベーションオフィスとして改装し、進出意向のある事業者へトライアル利用を促進するため、一定条件はあるものの、無償提供期間を設けた貸出しを行っています。

さらに、本町は県内への立地を検討している企業のサポートを目的として設立された「神奈川県企業誘致促進協議会」の構成メンバーでもあり、ビオトピアの空きテナントに産業が集積して雇用の促進が図られ、その結果として税収増加、ひいては安定した財源確保につながるよう、神奈川県及びブルックスと3者で連携し、企業誘致セミナー等に積極的に参加し、企業の誘致活動に取り組んでおります。

ビオトピアがオープンし、地域に新たなにぎわいが生まれたことにより、観光客数の増加につながっておりますが、一方の地域経済の活性化につきましては、企業誘致が図られ、産業が活性化することにより生まれる雇用の促進につながる流れは、これから形にしていかなければならないと感じております。

しかしながら、企業誘致を推進していくためには、これまで開催されてきた企業誘致セミナーや展示会は新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、今年度は軒並み中止となっており、PRする機会はほぼなくなっているのが現状です。

こうした社会環境の変化を踏まえ、非対面式で実施するオンラインセミナーや展示会の動きも出てきておりますので、今後はそのような流れにも対応していきたいと考えております。

また、全町を見たときに、酒匂川周辺の産業系土地利用ゾーンをはじめとした既存の産業用地への誘致や、新たな企業用地となり得る候補地の選定等に関しては、自然環境や田園景観に配慮しつつ、計画的な土地利用の検討を進めていきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

- 5 番 まずは、答弁いただきましてありがとうございました。1番の防災備蓄のことについて、1つお伺いをしたいのですが、今6次総合計画において、先ほど町長もお話がされましたけれども、庁舎北側の公園内に新たな防災備蓄倉庫を建設の予定であるということ。災害時の物資等のリストアップというのは、私も確認をさせていただきましたが、防災計画の中にそれぞれ記載がされていま

す。また、新しいものも今お話があったように、非接触型の体温計であったり、ブルーシートであったり、扇風機等も含めて入れたというふうなお話がされました。

リストアップというのは、定期的によっぱり見直しをしていく必要があると思います。平成30年のときだったというふうに思いますので、その中に私も薬剤師という医療の立場の中で、熊本の震災、あるいはプリンセス号等のお手伝いもさせていただきました。その中で、子供のおむつとか、そういうものというのはあれに入っていなかったです。やっぱり子供のおむつって、案外割と災害の場で持って行き忘れてしまうとか、やっぱり使うではないですか。1日何枚も使うということもあるので、ぜひそういったものも含めて定期的に見直しをしていただきたいなど。おむつとかも入っていなかったの、細かいことはたくさんあるのですが、目についたところがそういったところだったなというふうに思います。まずは、そういったことをお願いをしたいというふうに思います。

それから、もう1点ですが、具体的に発災してから、何日分ぐらいの備蓄と考えていいのでしょうか。一応アルファ米等々を含めると、何となく1万2,000とか確かあったような気がするのですが、やっぱり1日2食、3食食べると、かなり全ての人には行き渡らない部分だろうというふうに思います。実際何日分ぐらいの程度のもを確保しているのか、お伺いします。

防災安全課長　　まず、そういった災害時の食料の調達についてなのですが、当然町で備蓄するもの、それとあとは平時に自助というようなところで、皆さんにそれぞれで備蓄していただくもの。それと、支援というふうな格好で国や県からの受けることができるもの、そういったものがあるかと思っております。

まずは自助というふうなところについては、基本的にはやはり3日分ぐらいの備蓄をお願いしたい。できれば1週間分というようなところをお願いさせてもらってあるわけなのですが、町としては、そういったところも踏まえて、一応3日分は確保したいなというふうなところで進めているところでございます。国からのいわゆるプッシュ型の支援、こちらが県を通じてくるような手はずになる予定が、被災後4日目辺りからというような計画が出されているところでございます。

先ほど、議員から御指摘のありましたおむつ、こちらも大型の備蓄倉庫ができた暁には、そういった足りていないもの、紙おむつは子供さん用以外にも大人の方が使うもの、それとかあとは乳幼児、乳児用の液体ミルクですとか、それを飲ませるための哺乳瓶、あとは女性用の生理用品、そういったものも今は備蓄ができていないので、まずはそういった収納スペース、備蓄スペースができましたら、そういった不足している分は町でも備蓄を進めてまいりたいと思っております。

先ほど言った国のプッシュ型の支援、こちらもある程度の品目というのが決まっております、例えば食料、毛布、乳幼児のミルク、大人用のおむつ、子供用のおむつ、それから携帯簡易トイレ、それからトイレットペーパー、生理用品、そういった8品目が4日目辺りからは被災地宛に送られてくるという計画がございますので、町では当面その支援等につなぐ部分での備蓄をしていきたいというふうに考えているところでございます。

- 5 番 それでは実際に避難所、例えば自治会等で防災訓練をしたときの備蓄品、これって恐らくなのですが、各自治会によって様々なのだと思うのです。かなり古いものも以前見たこともございますし、これ何年前のだというのもあったりして、自治会それぞれ、様々なものを持っていたりするケースがあります。そういうこともある程度統一をしたほうがいいのかなど。今回、そういった大きなものができるということもあるので、統一をしていただいたほうがいいのかという気がしておりますが、いかがでしょうか。

防災安全課長 町としては、その辺りを自主防災のほうにこういったものをこれだけ備蓄してほしいといったところは、特にお示しはしていませんけれども、やはり現状といたしましては、防災訓練などで各自主防災で炊き出しの訓練をやっていただいているような自主防災さんを多く見受けられているようなところでございます。そういった際に、訓練に使う例えば、アルファ米ですとか、そういったものが期限が迫ってきたもの、あとはきれてしまうようなものを使って、そこで炊き出しの訓練をやっていただくと。そこで使ったものを補填するような意味で町で各自主防災に交付している補助金などを使って、ローリングストック的な部分での支援というのはやらせていただいているところでございます。そういった取組をいろいろな自治会さんがやっていますよというようなと

ころをやはり各自主防災さんに周知をしていくというのが重要なことというふうに思っていますので、今後はそういったところを丁寧にやっていければいいかなというふうに思っています。

- 5 番 続いて、2番の関連で質問させていただきたいというふうに思います。特に救護所運営に対する具体的な方針、またガイドラインの作成、こういったものも今回コロナに対して必要ではないかなというふうに思っています。実際のところ、救護所の運営もコロナというのは本当に昨年からですから、そういったガイドライン等、あるいは具体的な運営の方針等がまだ作成されていないのではないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

防災安全課長 コロナ禍における避難所の運営につきましては、先ほど町長の答弁の中にもございましたとおり、今年9月末にコロナ禍での避難所の運営の在り方というところで、ある程度のルールを定めた中で、実践的な部分の訓練を実施いたしました。そのときのゾーン分けといたしましては、当然何も感染等の疑いのない無症状の方、それからいわゆる発熱とか、そういった感染とおぼしきような症状のある方、それから周囲に感染者がいる、いわゆる濃厚接触者の方、そういった方をまずはゾーニングする必要があるだろうというところで、症状のある方については、基本的にはテントを避難所の中に設置して、そこに避難していただくですとか、濃厚接触者については、避難所を別にして今回の訓練の中では総合体育館をメインにやらせてもらったのですけれども、濃厚接触者の方が来られた場合は、生涯学習センターのほうに避難していただくですとか、そういったまずはゾーン分けというものをルールとして決めているところがございます。そういった症状のある方、濃厚接触者の方のその後の対応については、基本的には町の保健師等がメインとして健康状態の管理等をしながら、必要に応じて医療機関等の連携を図りながら搬送等に移っていくのかなというような理解でいるところがございます。

- 5 番 それでは、大井町の救急医療対策実施要綱にはということについて、御質問させていただきたいのですが、実施要綱というのは適切な救急医療対策を実施するために必要な事項が定められていると思います。これは、昭和61年の4月1日に足柄上医師会の会長との契約の中で、町との契約の中で定められています。これが、昭和61年の4月1日という実に30年以上前の日付になっておりま

す。これをよく見ると、災害等の記載はあるのですが、やはり感染症に対する記載というのがないのが実情だと思います。また、それと同時に医師会の先生方もかなり様変わりしております。現会長の飛弾先生等も長く医師会長されておりますし、こういったものを機に改めて協議をし、あるいは契約等の見直しをしていく必要があるのではないかなと思います、いかがでしょうか。

防災安全課長 議員御指摘のとおり、運営要綱については少し時間が経過してしまっているかなというところは認識しているところでございます。あわせて、運営要綱の中に、緊急時に必要な医薬品等の名称等もそこに掲げてあるかと思うのですが、一応ここは今後ちょっと見直しを図っていく必要があるかなというところで、先にそちらの医薬品のほうの動きがあるようなところがございます。あわせて、そういったところから、救急時の医療体制の協定や要綱について、一緒に見直し等が図れるといいかなというふうに思っているところでございます。

5 番 先ほど町長から、また防災安全課長からもお話がありましたが、災害時備蓄計画については、各医師会等との相談の後にまた変えていきたいというような話がありました。実際に、日本災害医学会等々で超急性期の薬というのが、災害防災計画の中にあるお薬以外のものもあります。80種類ぐらい推奨品があると思います。そういったことも、今後また含めて検討課題になるのかなというふうに思いますので、ぜひその点につきましては、今後協議をしていただけますようお願いしたいなというふうに思っています。

また、先ほど言われましたが、やはり医薬品には有効期限があります。あれを見ると、大体3年、あるいは5年というのもあったような気がします。そういうものもしっかり確認をしていかなければいけないし、あれだけ高いお薬も入っておりますので、しっかり毎年1回は確実にチェックをすることが必要になってくるかなと、これも要望の1つでございます。

また、先ほども申しました重複しますが、救急医薬品の備蓄管理に関する協定も同じ日付でしたので、ぜひこれも含めて新たに協議をしていただきたいというふうに思っております。

防災安全課長 先ほども備蓄医薬品の管理については、小田原市さんのほうで平成28年に小田原薬剤師会さんと協定のほうを結んで、いわゆる保管というような形態では

なくて、薬局等がそういったものを常に配備しておいて、そのものについては、普段使いでやっていきながら、有事のときに新しいものを用意していただけるというような形態のものになります。

町は今5町で先ほど答弁の中にもありましたけれども、共同購入をして、それをそれぞれで備蓄しているような状況から、そういった廃棄ですとか、使用期間の管理、そういったものが煩雑になると、必要なときに必要なものが手に入らないようなことも想定いたしまして、やはりこういった協定を結びながら、新しいものに変えていく必要があるのかなというようなところで、こちらを今鋭意進めているところでございます。

こちらをもとに、全体の救護の体制というようなものも併せて見直しができるといいのかなというふうに思っておりますので、そういったところをこれから進めていけるといいかなというふうに思っています。

- 5 番 先ほど防災、今の答弁からもございました。災害用医薬品の確保及び抛出に関する取決めというのを、小田原市はもう既にこの4月から進めております。やはり1市5町、2市8町しっかり一緒に足並みをそろえたほうが私はいいのではないかなというふうに思っております。そうすることで、大井町自体まだまだクリニック・薬局が少ないですから、小田原から緊急時には配備する、持ってくる、そんなこともできるのかなというふうに思っていますので、まず小田原と同様の施策を1市5町の進めでやっていただきたいなというふうな要望でございます。

2番目に移らせていただきたいのですが、質問の小規模事業者等、これの支援ですが、この申請期間が3年の1月の15日なのです。これで提出が締切りになっています。実際のところ、かなりいろいろな事業者さんに聞くと、まだまだこういった状況が、非常事態宣言が終わってこんな状況が来ると思わなかったという人が非常に多いです。まだまだ本来ならば、延長していただきたいなという気がしております。できれば3月期までお願いできないかなというような、少し期間延長ということが含めてできれば幸いだなと思っておりますが、いかがでしょうか。

地域振興課長 コロナ禍の状況の中、ここでまた第3波ということで、かなり事業者の皆様にも影響がこれからまた及ぶのではないかとすることは心配しているところで

ございます。そういった中で、現在の支援金等の給付金でございますけども、申請期間を1月15日までとしているところですが、こちらは国の支援金、持続化給付金の申請期限と合わせたものでございます。またただ地域性もございまずので、大井町の状況を見た中で、この辺は柔軟に対応していきたいという考えでおります。

- 5 番 もう1つ、空き店舗対策補助金についてでございますが、先ほど町長からもお話がありました。6か月間上限5万円という話でございました。ただ実際に、これ私も大井町の255沿いとかかなりテナント空いているところもあります。そういったところのテナントを調べてみると、大体10万円から20万円ぐらいですね。実際は上限5万円ということで、やっぱりかなりこれからやるに当たって、もう少し増やすとか、あるいは2か月分無料にするとか、そうするとかなり入ってくれる業者さん、企業さん、あるのじゃないかなというふうに思うのですが、その辺についてやっぱり相場が安いところもありますけど、255沿いといえど多少金額が張りますので、ぜひその辺についていかがでしょうか。

地域振興課長 空き店舗対策の補助金につきましては、町のほうでもどの程度空き店舗があるのか、実績がゼロということで一応確認を、目視ですが確認をさせていただいてございます。国道255号線を中心に約33店舗、これは今年の1月に調査した結果でございますが、33店舗ほど確認が取れてございます。ただ、実績がゼロということで、これはPRの仕方がまずいのか、または制度設計がまずいのか、その辺はいろいろ検討させていただいているところでございます。まずは、PRをしっかりしていこうということで、創業支援事業とも含めて、足柄上商工会、また大井町商工振興会からの会員への投げかけであるとか、また、不動産業者へと連携をして今年度についてはアナウンスをさせていただいているところでございます。今年度についてはコロナ禍ということで、まだ申請が上がってきていない状況でございますが、まずはPRをどうしていくのか。もっと商工会との連携でしっかり周知ができないか、この辺を模索した中で、金額等については次の段階でまた検討ができればというふうに考えているところでございます。

- 5 番 先ほど町長からも酒匂川周辺の企業誘致等のお話がありました。私はこれからのこの大井町というのは、10年、20年、30年、私たちの子供たち、あるいは

今小学生、中学生の子供たちが我々と同じ世代になったとき、本当に大井町に住んでよかったと思えるような町にしていかなければ私はいけないと思います。そのためにはやっぱり財源をしっかり確保すること、それが大切だろうというふうに思っています。そのために一番まずできること、何だろうと考えたときに、やはり企業誘致であったり施設誘致ということが非常にこれは大切になってくるのではないかというふうに思っています。

町長、改めて今の現状をお伺いしたいと思います。

町長 企業誘致、本当に大変なことでありますし、そういったところの大きな企業でなくてもいいから、小さなところでいいから配置して、来てくだされば働く場所がまず町民にできるだろうと思います。今の現状を見ますとチェーン店とかコンビニとかいろいろできるので、それが全てそれにつながるかどうか微妙なところかもしれません。そしてまた、酒匂川のところも一応、田園風景ということで景観も大事にしなきゃいけない地域であります。あまり田畑を潰しちゃってやっちゃっていいのか。また、今まで私が2年しか町長をやっておりませんけれども、そういった経験の中で、なかなかこの農地法と言いますか農業振興地域のところにもものをつくっていくのは難しい状況が現実にありますし、それを変えるのもかなり難しいと思っております。

しかし、沿道の何メートルかの間は商用として活用できるので、そういったところに企業が来るような施策を打たなければいけないし、またそれが企業は自由ですから、必ず来るとは限りません。それに税金をあまり投入することも非常に難しいのだと思っております。

いずれにしろ大変難しいところでもありますけれども、何とかして少しずつそういった先ほど水耕栽培の話もさせていただきましたけど、そういったものなら農地なのでそれほど規制もなく、会社が出てきやすい。そういったものを含めて、緑の環境、そういったものを計画的にやっていかなきゃいけないのかなと思っております。

5 番 あと1分だけございます。

最後になりますが、やはり私も経営者の1人でございます。困難のときこそ機会があるというふうに思っています。こういうときこそチャンスなのだというふうに思っております。最後に町長には、こういった強い医療もそう、経済

もそう、強い地域もそう、ぜひお願いをして、私の質問を閉じさせていただきます。

議 長 以上で、5番議員、山崎正弘君の一般質問を終わります。

ここで、昼食休憩といたします。

再開は13時30分です。

(12時25分 休憩)

(13時30分 再開)

議 長 休憩を解いて再開いたします。

引き続き、通告4番、8番議員、鈴木磯美君。

8 番 通告4番、8番議員、鈴木磯美です。

通告に従い、質問をいたします。

現在、日本では新型コロナウイルスの第3波が到来しているようで、冬が近づき寒い地方から順に感染者数が増えており、まだまだ終息が見えない状況であります。また、インフルエンザと同時流行が懸念されており、新型コロナウイルス感染症が発症以来、医療の最前線で御苦労されている医療従事者、関係者の方に、本当に感謝し御礼申し上げたいと思います。本町において、初期の段階に陽性患者さんが発症され、また最近、数名の発症者がありましたが、感染拡大には至っておりません。初心に戻り、マスクの着用・手洗い・3密の防止等を徹底し、引き続き、町民の皆様の適切な対応をお願いし、コロナを移さない、コロナに移らないを心がけたいと思います。

そのような中、正式には、一般財団法人「あしがら勤労者いこいの村」という名称ですが、ここでは通称の「いこいの村あしがら」を使用させていただきます。9月30日付の神奈川新聞に、経営状況が急速に悪化しているとして、民間企業への譲渡を視野に検討を進めていると掲載され、地元住民や町民のみならず、近隣市町の方も、非常に関心が高く、以下のことを伺います。

1、町としては唯一の宿泊施設でもあり、観光集客にとっても大切な施設だと思います。「いこいの村あしがら」の今後について、町としての考えと現在の対応は。

2、昨年11月に正式に締結された災害時応援協定について、今回の事態を受け、今後の対応と町でしている避難所の見直しの考えは。